

欧州各国に対する感染症危険情報の発出
(ポルトガル含む欧州各国に対する新たな水際対策)

- 現在、ポルトガルにおける感染者数が増大（26日現在、3,544人）しており、1万人当たりの感染者数も高い状況となっております。
- 同状況を総合的に勘案し、ポルトガルの感染症危険情報がレベル2（不急の渡航は止めてください）からレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））に引き上げられました。
- また、日本政府は、日本時間26日午後、新型コロナウイルス特措法に基づく対策本部を開催し、新たな水際措置について決定しました。これにより、3月27日午前0時（日本標準時）以降、ポルトガルを含む21カ国（注）を対象に、14日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象となっています（日本人は入国拒否の対象にはなりません。また、3月27日午前0時（日本標準時）以前に出発し、その後日本に到着した外国人は対象となりません）。

（注）アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、**ポルトガル**、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

- 今回の日本政府による措置を受けて、3月27日午前0時（日本標準時）以降にポルトガル等の上記入国拒否対象地域を出発し、日本に到着される方におかれましては、14日間の待機要請に加え、空港到着時にPCR検査を受ける必要がでてきます。PCR検査に係る所要時間は、帰国者の数やタイミングによって大幅に変わることが予想され、多くの方が一度に帰国される場合には長時間かかることもありますので、ご留意願います。

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保険総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

厚生労働省ホームページ（日本語）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp